

○3番（藤本 実君） 猿橋町小篠の藤本実です。日本共産党の一般質問を行います。

6月12日、史上初の米朝首脳会談が行われました。私どもは、委員長が談話を発表したとおり、両国関係を敵対から友好へと転換させるために努力することで合意したことに対して、心から歓迎を表明します。今回の米朝首脳会談は、非核化と平和体制構築に向けたプロセスの開始です。この目標の達成には、両首脳が確認したように、今後も首脳会談を含め交渉を継続し、共同声明の合意を速やかに具体化し、誠実に移行するための真剣で持続的な努力が必要です。このことを米朝両国に強く期待します。この開始された平和のプロセスが成功をおさめるなら、世界史の一大転換点となり、地域の情勢を一変させるものとなることは疑いありません。成功を心から願っております。

さて、きょうの質問テーマですが、貧困、生活困難の広がりや警鐘を鳴らすこと、さらにそれに対する大月市の施策を提案することです。都留文科大学名誉教授、後藤道夫さんの講演を入りに、大月市内での状況を質問していきます。後藤名誉教授は、日本社会に貧困・生活困難が広がっていること、その貧困の拡大の基本が、働いているのに普通の生活ができない人々が拡大していることにあり、その普通に生活できない低賃金労働者が社会的弱者とはいえ、働いていない人たちの最低生活保障を簡単には了解しない状況に問題の複雑さがある。問題のさらに奥を見ることで、児童虐待の増加や年金受給高齢者への敵意、生活保護や障害者福祉へのバッシングを起さる理由が見えてくると。行政としても、施策の実行に当たり踏まえるべき提起ではないでしょうか。だからといって、社会保障を取り崩し、命が粗末にされるような社会に向かわせてはなりません。8時間働けば普通に生活できる賃金を実現することを基本に据えながら、個人の尊厳が大切にされる社会のために力を尽くさなければなりません。

子育て支援をめぐる社会状況はどうでしょうか。後藤名誉教授によると、40歳代男性が夫婦で子育てしている割合は、1995年は71%でしたが、2015年には51%に減ったということです。理由は、そもそも結婚が一定所得以上でないとできにくくなっている現実があると。それと同時に子育て世帯の低所得化も進み、子育てしている世帯の実質の平均可処分所得は1997年の624万円から、2015年には527万円へ、97万円も減少したということです。複雑な感情がある上に、子育て世帯、働き盛り世代全体で生活が厳しくなっているのです。ですから、高齢者問題に限らず、子育て支援についても社会的な大義を示して、熱意を持ってその意義を語ることがなければ、否定的な感情を乗り越えて社会保障や支援策を充実させる合意はかなわないのだと思います。私なりに大義を訴えて、施策の実施を求めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に基づいて、質問に入ります。1つ目は、大月市内での貧困・生活困難の広がりをどう認識しているかについてです。市では、どのように認識しているのでしょうか。65歳以上の高齢者に限った資料ですが、大月市作成の第7期介護保険事業計画には、所得階層別加入者数が挙げられています。それを見ると、基本保険料を支払う第5段階に満たない、1から4段階の保険税を軽減されている人の割合が、前期第6期介護保険事業計画に比べて増加し、43.8%から47.9%に、413人増加すると見込まれています。そのことから、私は大月市内でも貧困や生活困難が広がっているのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

久保田市民生活部長、答弁。

（市民生活部長 久保田一正君登壇）

○市民生活部長（久保田一正君） 藤本実議員の質問にお答えいたします。

大月市内での貧困・生活困難の広がりをどう認識しているかについてであります。第7期介護保険事業計画に

おきましては、基準保険料を下回る第1階層から第4階層までの被保険者が微増すると見込んでおり、平成29年4月の割合は全体の48.9%となっております。本市における貧困や生活困難の状況につきましては、調査資料等がないことから正確な把握はしておりません。生活保護者数は、ここ数年大きな変化がなく推移しておりますが、平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援法に伴う生活の困り事や不安を抱える困窮者に対する相談事業である自立相談支援事業の相談数は、年齢を問わず毎年20名前後の新規相談者があり、相談件数は平成28年度409件、平成29年度432件と増加しております。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が増加しており、地域包括支援センターに寄せられた経済的困窮に関する相談及びケアマネジャーや介護事業所からの生活困難に陥っている介護保険サービス利用者の情報提供の件数も年々増加しております。このことから、本市の貧困・生活場合の状況は増加傾向にあると思われま

す。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。

長野県では、子育て世帯を対象に生活実態調査を実施し、ことしの4月に結果を公表しました。逼迫している生活ぶりや所得などを基準に生活困難度を導き出したところ、困窮家庭に分類されたのは9.3%に達しました。産経ニュースによると、県は一定の支援が必要と見て、具体的な施策を講ずる構えだということです。山梨県にも同様の調査の実施を求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山田善一君） 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

久保田市民生活部長、どうぞ。

（市民生活部長 久保田一正君登壇）

○市民生活部長（久保田一正君） 藤本実議員の再質問にお答えいたします。

山梨県にも同様な調査を求めるべきということでございます。山梨県でも、昨年6月にやまなし子どもの貧困対策推進協議会を設置いたしまして、山梨県と市町村が連携して全県的な実態把握を目的としまして、昨年7月に県内の小中高の学校を通じまして、貧困世帯の実態やニーズ調査を実施しております。本調査における県内の子供の総体的貧困率は10.6%でありました。今年度においては、本調査から明らかになった子供の貧困対策の課題等に対応するため、公的支援制度の認知度が低かったことから、学校などを通じてリーフレットで周知することになっております。また、地域支援のネットワークづくりを担う人材の育成に取り組むこととなっております。今後も関係機関と連携を図り、子供の貧困対策を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。市内の子育て世帯の生活状況を知る貴重なデータだと思います。貧困・生活困難が高齢者に限らず、一定程度広がっていることがうかがい知れます。県の支援も活用して、積極的な対策をお願いいたします。

次に、介護保険料の問題について質問いたします。3月定例会でも指摘しましたが、現在の介護保険がサービス利用がふえたり、介護職の労働条件を改善すれば、直ちに保険料・利用料の負担増にはね返るという根本矛盾を抱えています。自民党と公明党が消費税増税の実施前、増税で財源を得られたら1兆円の国費を投入し、介護保険の公費負担割合を現行の50%から60%に引き上げるとしたのも、保険料・利用料の重い負担を抑えるための、

また制度の充実と基盤の充実のための対応だったはずですが、私どもが消費税とは別の道で財源を確保できると提案していますが、要は公費負担の割合を大幅にふやすことが必要だという認識を与党も持ったわけです。残念ながら約束が反故にされ、介護保険料が値上げされたことは許せないことですが、今回は介護保険料を滞納するとどうなるか。貧困・生活困難が広がっている中で、国民健康保険と比べてペナルティーが過酷だということを提起して、市として国に改善要望を行うべきだと訴えたいと思います。

介護保険料は基本的に天引きなので、なぜ滞納が生まれるのかと思うのでしょうか。大月市でも65歳以上の1号被保険者で見ると、年金から天引きできない人、65歳になったばかりの方など約1,000人に納付書が送られています。ここで滞納が起きているのです。介護保険料を滞納した場合、要介護者にペナルティーが課せられます。つまりこのペナルティーは滞納したときではなく、病気など何らかの事情で介護が必要になり、要介護認定を受けたときから課せられることになっています。1、1年を超えると一旦全額自己負担し、後に償還払い。2、1年6カ月を超えると保険給付の全部または一部差しとめ。3、2年を経過して時効消滅した保険料がある場合、その期間に応じて自己負担割合を3割に引き上げる等となっています。ペナルティーによって施設入所は諦め、必要な介護を減らさざるを得ないということは、低所得者にとっては大変深刻な影響をもたらします。まさに悲惨な状況になります。

国保では、特別な事情で国保税を納められないと判断すれば、ペナルティーを回避できる仕組みがあります。大月市でも、前後に掲げるもののほか、ほかに減免の必要があると認められるものとして、自治体が一定の裁量をもって低所得者を排除しない対策が担保されています。しかし、介護保険では、市長は前項の規定に基づき、保険料の減免をすることを決定することは、別表の基準により当該減免額を定めるものとする、あくまで基準どおりの運用が徹底されています。

そこで、質問です。無年金・低年金の人を救済できるよう、介護保険料滞納ペナルティーの対応を国に求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

清水保健介護課長、答弁。

（保健介護課長 清水美咲君登壇）

○保健介護課長（清水美咲君） 介護保険料滞納ペナルティーの改善を国に求めよについてお答えいたします。

介護保険制度につきましては、保険者である自治体が定める条例等において、65歳以上の第1号被保険者のうち低所得者に当たる方の負担を軽減する対策が講じられております。介護保険料は、所得水準に応じて所得段階別保険料が設定されておりますが、さらに現行では所得の低い第1段階の被保険者に公費による低所得者保険料軽減負担金が充てられ、保険料軽減を図っております。また、低所得の人は、施設を利用した場合に利用者が負担する居住費と食費が軽減されます。なお、相互扶助の考えにより、保険料納付を促す観点から、特別な事情がなく保険料の滞納が続く場合は、未納期間に応じて保険給付が償還払いになったり、一時差しとめたり、利用者負担が引き上げられたりする措置がとられますが、市町村は滞納状況において弁明の機会を与え、事情を聞くことになっております。その上で、災害に遭ったり、生活を支える人が亡くなったり、病気や失業等で収入が減少したり、特別な事情が認められる場合は、申請により保険料徴収の猶予や保険料の減免を行えることが大月市介護保険条例にも規定されていて、その際には介護サービス等の給付制限は解除されます。

また、所得や世帯の状況により、決められた保険料や介護サービスの利用者負担金を支払うと生活保護世帯になってしまう人を対象に救済する制度もあり、低所得者の保険料滞納者を介護給付から排除しない対策がとられておりますが、現行の制度の中で生じる介護給付制限などのペナルティーの課題などにつきましては、県や市長

会を通じ、改善につながるように国等への要望を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。

次に、生活困難高齢者への支援体制について伺います。私が間接的にかかわった事例ですが、ある高齢女性ががんを患い、坂道を転がるように困難を陥った事例を振り返ることで、支援体制の充実を訴えたいと思います。この事例では、介護保険料の滞納があり、がん末期で寝たきりでも介護保険が利用できませんでした。入院治療費もかさみ、退院後在宅療養となったのですが、民間診療所の看護師さんの懸命の訪問看護により救われたところがあったとは聞いていますが、厚生労働省が提唱する尊厳ある終末期医療とはかけ離れた現実に関心になりました。個別事例の対応については質問しませんが、ぜひ担当は振り返り、よりよい支援に結びつけるため、高額医療費の問題、在宅での終末期医療の問題、介護、福祉制度にかかわる問題などを洗い直してほしいと思います。

そこで、質問です。生活困難高齢者への支援の窓口は、地域包括支援センターでよろしいでしょうか。どのように支援をしていますか。医療を必要とする場合には、市立中央病院との連携を含めて対応しているでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

清水保健介護課長、答弁。

（保健介護課長 清水美咲君登壇）

○保健介護課長（清水美咲君） 生活困難高齢者への支援体制はについてお答えいたします。

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康保持、生活の安定のための支援を行うことを目的に設置されており、高齢者やその家族が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療など高齢者の暮らしにかかわる相談や問題に対応する相談窓口であります。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を中心に毎日多くの相談を受けて、支援を行っております。社会情勢が変化し、多様化する中で、問題が複雑で困難なケースもふえておりますが、個別のケースにあわせ対応に努めているところであります。

その中で、介護保険料や介護サービス料が支払えない、また入院費が支払えないといった生活困難の相談につきましては、高齢者自身や家族からの聞き取りをしていく上で、その原因が何であるかを調査し、病院の医療連携室等を交えて協議を行ったり、社会扶助制度の活用が必要である場合には、福祉課とも連携しながら支援につなげているところであります。今後も市立中央病院とさらに連携を図るとともに、地域の介護事業所やかかりつけの医療機関との連携を強化し、高齢者が必要な介護サービスと医療を自宅でも継続的に受けられる地域包括ケアシステムの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。命にかかわる対応ですので、よろしく願いいたします。

次に、高校3年生までの医療費無料化について伺います。きょうは、実施の大義として、子供の貧困問題の対

応ということを挙げたいと思います。昨年、東京都が小中高校生の生活実態調査報告書を発表しました。そこには、子供の受診を控える理由を聞いてあるわけですが、自己負担分を払えないと答えた保護者が16から17歳の子供の保護者で2.7%、うち貧困層では18.8%とされています。山梨県の調査は確認できていませんが、似たような状況があると推測されます。

石井市長は、2016年12月定例会で、子供の貧困問題に対する基本認識を問うた私の一般質問に対して、次のように答弁しています。子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。その重要性は誰よりも認識している。市長も強調されたように、子供は市の将来を託す宝です。そんな高校生の中でせつない思いをしている人がいることを放置してよいのでしょうか。ふるさと大月市からのプレゼントを一日も早く渡そうではありませんか。山梨県内では、現在4市6町5村が実施し、27市町村中15市町村となり、半数を超えました。政治的な合意としてもかなり進んできました。

そこで、質問です。子育て支援、子供の貧困対策からも、大月市でも高校3年生までの医療費無料かを実施すべきだと考えますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

久保田市民生活部長、答弁。

（市民生活部長 久保田一正君登壇）

○市民生活部長（久保田一正君） 高校3年生までの医療費無料化をについてお答えいたします。

昨年12月定例会において、高校生までの医療費助成について答弁しておりますとおり、本市としては義務教育終了後は医療機関に受診する割合が低くなることなどから、現在のところ高校生への医療費の助成は考えておりません。本市では、子育ての大変な時期をサポートする考えのもとに、その助成として本市が単独で実施している子育て支援手当支給事業、一時預かり保育事業、ファミリーサポート助成事業や産後ママの安心相談室、発育発達相談などの施策を展開しており、今後も子育てしやすいまちづくりを推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。

1点、再質問をお願いいたします。私は、子供の貧困問題への対応という新しい意義づけを示して質問したわけですが、12月定例会の答弁を維持したものとなりました。現在のところ考えていないということですが、段階的な実施を含めて検討するために入院のみを先行させた場合、また入院及び通院も実施した場合について、予算をそれぞれ示してください。

○議長（山田善一君） 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

山口福祉課長、答弁。

（福祉課長 山口武彦君登壇）

○福祉課長（山口武彦君） 藤本実議員の再質問にお答えいたします。

医療費の無料化を段階的に実施した場合の予算額についてであります。入院のみを先行させた場合の医療費については、現時点では算出が難しい状況であります。また、入院及び通院を実施した場合の医療費の見込み額については、市内の高校生が約610人となっておりますので、550万円前後になると見込んでおります。

以上であります。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。550万円という答弁でした。財源はどうするのかと質問されそうですが、110億円の一般会計予算があるのですから、捻出はできると確信をしております。

それでは、次に国保に加入している子供の保険税について、その均等割の減免について伺います。一般的に企業に勤務している人が加入している健康保険、健康保険組合や協会けんぽでは、保険料の試算に当たって世帯の人数は関係ありません。一方、国民健康保険は均等割が導入されているため、世帯の加入人数によっても保険料が違ってきます。子だくさんならそれだけ負担が重くなります。他の被用者保険には課税方法なので、子育て支援の観点に立ち、子供の均等割を減免することに関しては不公平にはならないと考えております。しかも、実施に当たって新たな条例の制定は必要なく、国民健康保険減免取り扱い要綱の第2条第5項の特に減免の必要があると認められるものに子供18歳未満を認定すればよいのです。近隣では、どちらも実施していないことだと思いますが、それこそ名を上げるチャンスになります。

そこで、質問です。国保税、子供の均等割の減免について、5割減免、3割減免の試算とあわせて考えを示してください。よろしくお願いいたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

鈴木税務課長、答弁。

（税務課長 鈴木 享君登壇）

○税務課長（鈴木 享君） 国保税子供の均等割の減免をのうち、初めに減免額の試算についてお伺いをいたします。

平成29年度の国民健康保険税課税状況における軽減対象世帯以外の18歳未満の被保険者数は153人でありました。均等割は、1人当たり3万5,000円でありますので、試算いたしますと5割軽減の場合は267万7,500円の減額、3割減免の場合は160万6,500円の減額となります。

次に、18歳未満の子供の減免認定についてであります。国民健康保険制度におきましては、加入者全てが被保険者となり、医療に係る費用をお互いに負担し、支え合う仕組みであり、そのための財源として国保税が賦課されるという考えでありますので、子育て世代のみの減免は他の加入者への負担が発生するため、妥当とは言えないと考えております。子育て支援や子供の貧困対策については当然配慮すべきではありますが、国民健康保険は国民皆保険制度の中で実施しているものでありますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。税務課としての立場はわかります。

1点、再質問をお願いいたします。国民健康保険の実際の事務にかかわる問題になります。国保税は、今年度から1人約1万円の引き下げをしたわけですが、前提として県納付金を納める必要な保険料とすること。ただし、収納率が県の基準よりも低いため、800から900万円程度の基金の取り崩しを行うということでした。29年度の収納率、ここでほぼまともになっていると思いますので、それを前提とすると、30年度の基金の取り崩し額は幾らになるでしょうか。

○議長（山田善一君） 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

横瀬市民課長、どうぞ。

(市民課長 横瀬政弘君登壇)

○市民課長(横瀬政弘君) 藤本議員の再質問にお答えいたします。

平成29年度の収納率を前提とすると、平成30年度の基金取り崩しは幾らになるかについてであります。平成29年度の国民健康保険税の現年収納率につきましては、前年度の91.46%から2.65%上昇しまして、94.11となりました。この収納率によりまして、平成30年度の国民健康保険税の収納見込み額について、前回試算したときと同じ条件で計算しますと、基金の取り崩し額につきましては300万円程度となる見込みであります。平成30年度の国民健康保険税の税額がまだ確定をしておりませんので、ここで確かな額につきましては算出できないところであります。

以上であります。

○議長(山田善一君) 藤本実君。

(3番 藤本 実君登壇)

○3番(藤本 実君) 答弁ありがとうございました。当初800から900万円の取り崩しを予定しながら、300万円程度で済みそうだと。重要な成果が今答弁されました。財源だけを考えれば、18歳未満の子供の均等割を全額免除することもできる分だけ収納額が上がったと言えると思います。

そこで、再度再質問させていただきます。国保都道府県単位化によって、突発的な医療給付費の支払いに対応する基金は県が持つことになり、市町村国保が持っている基金は性格が変わりました。それゆえ、保険税の引き下げにおいても基金の一部取り崩しが織り込まれました。そこで、国保財政調整基金についての認識を伺います。

○議長(山田善一君) 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

横瀬市民課長、どうぞ。

(市民課長 横瀬政弘君登壇)

○市民課長(横瀬政弘君) 藤本議員の再質問にお答えいたします。

国保財政調整基金についての認識はについてであります。県に納付する国保事業費に要する費用の額につきましては、保険税収納率が被保険者の減少や保険税率等の改正及び収納率の減少により、納付額の納付金の金額を下回った場合には、財政調整基金の取り崩しをして、不足部分を補うための積み立てが必要であると考えております。

以上です。

○議長(山田善一君) 藤本実君。

残り時間2分少々です。簡潔にお願いをいたします。

(3番 藤本 実君登壇)

○3番(藤本 実君) 最後、まとめの意見を述べさせていただきます。

答弁ありがとうございました。県への国保納付金に不足が生じた場合に、不足分を補うための積立金であるという答弁でありました。現在基金は1億5,000万円です。これ以上ふやす必要はありません。基本的には、被保険者が納めた国保税の余剰金、こういうことが言えます。政策判断により適切な形で被保険者に還元していくべきものです。県へも、国保納付金は毎年金額が変わると思いますので、国保税額の見直しや政策判断による減免など速やかに対応していただくようお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(山田善一君) これで藤本実君の質問を終結いたします。